

山梨県がんの治療と仕事の両立支援出張講座 企業向け講師派遣実施要綱

1 目的

がん患者の約3割は働く世代であり、通院しながら治療を受ける患者が増えている。しかし、がんと診断された人の約3割が休職又は退職するなど、必ずしも治療と仕事の両立支援が十分とは言えない状況にある。このことから、働く世代のがん患者が仕事を続けることができる環境整備を図るため、中小企業等に社会保険労務士やがん経験者を派遣し、がん患者が働きやすい雇用制度の導入や、従業員のがんに対する理解を促すことを目的とする。

2 実施主体 山梨県

3 実施期間 令和2年度～（事業は単年度で実施）

4 派遣内容及び形態

(1) 派遣内容

- がん治療と仕事の両立実現に向けた取り組みのポイントについての講演
- 両立支援を行うための環境整備や両立支援の進め方についての講演、個別相談

(2) 派遣形態

- 派遣会場における対面形式の講義、個別相談
- オンラインによる非対面形式の講義、個別相談

5 対象

- 県内の中小企業等
(従業員の健康保持・増進に取り組む又は取り組もうとする県内の事業所)

6 経費

- (1) 県は、予算の範囲内において講師に対し謝金及び旅費を支払う。
- (2) 派遣は、講師派遣申込ごとに1回を限度とする。ただし、事前打ち合わせが必要な場合に限り、1回を追加する。

7 実施方法

(1) 派遣希望企業等の募集

- ・ 県は、派遣希望企業等の募集を行う。
- ・ 派遣希望企業等は、講師派遣申込書（様式1）により、県（健康増進課）に申し込む。

(2) 講師の選定

- ・ 県は、講師派遣申込書の内容が適当と認められた場合は、講師の専門分野を考慮し、社会保険労務士会又はがん患者ピア・サポーターの選定を調整する。
- ・ 県は、派遣決定した内容を講師派遣決定通知書（様式2）により派遣希望企業等

へ通知する。

(3) アンケートの実施

- ・ 県は、事業評価及び今後の参考とするため、派遣を受けた企業等に対し、アンケートへの回答に協力を依頼する。

(4) 費用の支払

- ・ 県は、出張講座が適切に実施されたことを確認したときは、当該講師に対し謝金及び旅費を支払う。

附則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。